

情報資産取扱委託指針

静岡県大 第10163号

平成25年 3月13日

1 趣旨

この指針は、静岡県公立大学法人情報セキュリティ対策基準（平成22年6月10日施行）第22条（外部委託）の規定に基づき、静岡県公立大学法人（以下「法人」という。）が保有する情報資産の取扱い及び情報システムの開発・運用等（以下「情報資産等の取扱い」という。）を外部委託事業者に委託するに当たり講ずべき情報セキュリティ対策に関し必要な措置について定めるものとする。

2 委託に当たっての措置

外部委託を行うものは、情報資産等の取扱いを委託するときは、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 委託事業者の選定に当たっては、業務の実施に必要な情報セキュリティを確保するための情報資産等の安全対策に関し必要な措置を講ずることができる相手方を慎重に選定すること。
- (2) 契約に当たっては、必要に応じ、委託事業者が別記「情報セキュリティ対策に関する事項」（以下「情報セキュリティ対策事項」という。）を遵守する旨又は情報セキュリティ対策事項に掲げる内容の契約を取り交わすこと。
契約書によらないで契約するときは、必要に応じ、情報セキュリティ対策事項を遵守する旨の書面を委託事業者に提出させること。
- (3) 委託事業者に提供する情報資産は、必要最小限のものとする。
- (4) 委託事業者における委託に係る情報資産の取扱状況を随時把握し、必要な監督を行うこと。

3 留意事項

入札に当たっては入札前に、随意契約に当たっては見積書を徴する前に、契約内容に情報セキュリティ対策事項があることを相手方に周知すること。

(参考) 契約書記載例

(情報セキュリティの確保)
第〇条 乙は、この契約による業務を処理するため情報資産を取り扱う場合は、別記「情報セキュリティ対策に関する事項」を遵守しなければならない。

(別記)

情報セキュリティ対策に関する事項

乙は、この契約による業務を処理するに当たっては、甲が保有する情報資産及び情報システム等（以下「情報資産等」という）の適正な取扱いに努め、甲が定める情報セキュリティポリシー及び以下に掲げる事項を遵守しなければならない。

第1 使用の制限

乙は、甲が使用を認めていない情報資産等を使用してはならない。また、学内ネットワークに端末等の機器を接続する場合は、甲の承認を得なければならない。

なお、乙は、甲の施設内で業務を実施する場合には、甲が承認した作業場所以外で業務を実施してはならない。

第2 秘密の保持

乙は、業務中及び業務を終了した後も、業務により知り得た秘密を利用し、又は第三者に漏らしてはならない。

第3 目的外利用及び提供の禁止

乙は、業務以外の目的で情報資産等を使用してはならない。また、甲の同意を得ずに第三者に情報資産等を提供してはならない。

第4 安全管理

乙は、業務を実施するに当たり、情報資産等の漏洩の防止等について必要な措置を講じなければならない。

第5 作業の監視

乙は、情報資産等に対する乙の使用状況を甲が監視することについて了承するものとする。

第6 事故等の報告

乙は、事故等が発生したとき又は発生する恐れがあるときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

第7 知的所有権の保護

乙は、ソフトウェアを使用する場合は、使用許諾条件を遵守しなければならない。

第8 従事者の教育

乙は、業務を担当する従事者に対し、情報セキュリティに関する教育を行わなければならない。

第9 再委託における責任

乙は、事前に甲の承認を得て情報資産等の取扱いを第三者に再委託する場合には、再委託先においても業務の処理に必要とする情報セキュリティ対策が十分に確保されていることを確認しなければならない。また、再委託先で起きた事故に対して責任を持たなければならない。

第10 監査を受ける義務

乙は、乙が実施する情報に関する業務処理等の状況を把握するため、必要に応じて甲が行う監査・検査に協力しなければならない。

第11 災害発生時の対応

乙は、災害により障害等が発生し、情報に関する業務処理等の実施に影響がある場合には、直ちに、障害等の復旧に努めるとともに、甲と対策方法について協議しなければならない。

第12 情報資産等の返還、廃棄等

乙は、委託業務終了後の情報資産の返還、廃棄等について甲と協議し、その決定に従わなければならない。